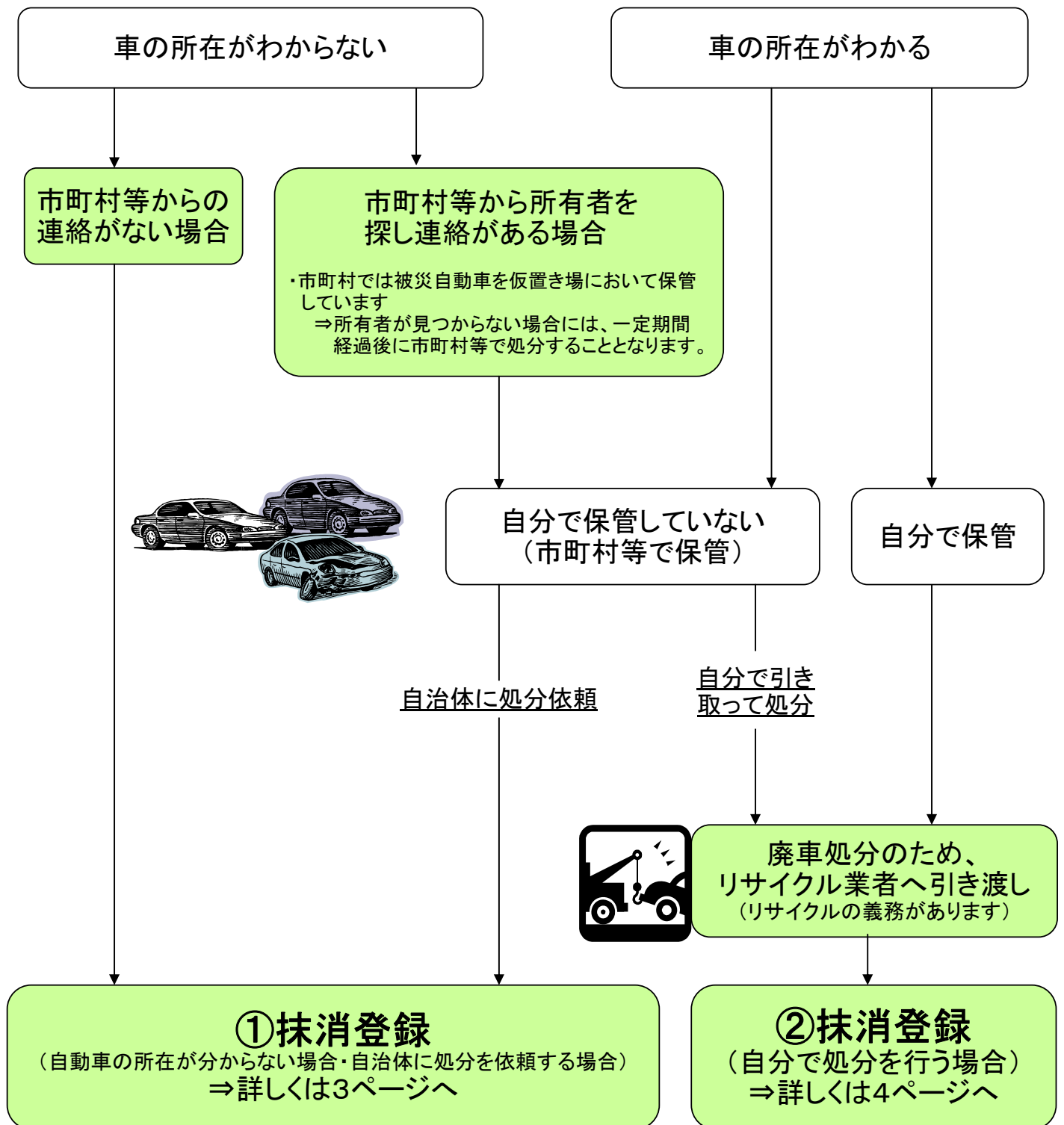


東日本大震災で**自動車**が被害に遭われた方へ

〔 普通自動車、バス、トラック等
（軽自動車以外の自動車）編 〕

国土交通省 総務省 財務省 国税庁 金融庁

いま、被災したあなたの車はどんな状態ですか？



東日本大震災によって自動車が被災した場合、税金の還付・免税など様々な措置が受けられます。

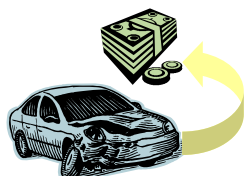
⇒ 措置の一覧については、次ページをご覧ください。

東日本大震災によって自動車が被災した場合には



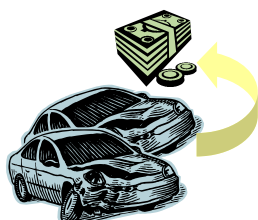
滅失し又は損壊した自動車には、**自動車税**は課されません。

※仮に納税通知書が送られてきた場合は、都道府県庁にお問合せ下さい。



車検証上の所有者の方は
自動車重量税の特例還付が受けられます。

5ページへ



販売業者や整備事業者が保管中に被災した自動車は、**自動車重量税**が全額還付されます。

7ページへ

被災した自動車を買換えた場合、
買換えた自動車について・・・



所有者等の方は、**自動車取得税**が非課税になります。

9ページへ

所有者等の方は、**自動車税・軽自動車税**が非課税になります。

10ページへ

車検証上の使用者の方は、**自動車重量税**が免税になります。

11ページへ

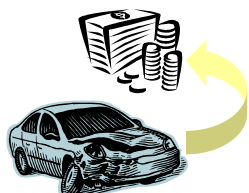
法人又は事業者の場合、特別償却を行うことができます。

12ページへ



所得税等について、自家用車の雑損控除（特例）や被災事業用資産の損失の特例が受けられます。法人税について、震災損失の繰戻還付の対象となります。

13ページへ



自賠責保険及び**任意保険**の保険料が返還される場合があります。

15ページへ

①抹消登録（自動車の所在がわからない場合・自治体に処分を依頼した場合）

○運輸支局等で抹消登録をします。

※車検証上の所有者の方が、手続きをします。

※所有者の方がお亡くなりになっている場合、その相続人の方が手続きをします。

（参考）24ページ
運輸支局等一覧

<必要書類等>

□ 抹消登録申請書（様式1）

□ （既に一時抹消登録をしている場合は、解体等届出書（抹消登録申請書と同一様式））

□ 印鑑登録証明書・実印

□ 被災したことの証明に必要な書類

・市町村が発行する罹災（りさい）証明書

罹災証明書

（車検証上の所有者の方がお亡くなりになっている場合）

（□） 戸籍謄本（所有者の方との関係が分かるもの）

戸籍謄本

（既に一時抹消登録をしている場合）

（□） 登録識別情報等通知書

（代理申請をする場合）

（□） 代理申請に係る委任状

※ 自動車検査証やナンバープレートをお持ちの方は持参してください

申請に必要な書類や情報が無い場合には

自動車検査証を紛失	申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請を受け付けています。
印鑑登録証明書が取得困難、実印を紛失	次の書面の提出及び提示をもって代えることができます。 ①所有者本人からの申請の場合 所有者の署名及び本人確認書面（免許証等の身分証明書） ②代理人による申請の場合 所有者が署名した委任状及び所有者の本人確認書面の写し 並びに代理人の本人確認書面（免許証等の身分証明書）
罹災証明書の入手が困難	申請人の <u>申立書（様式2）</u> をもって罹災証明書に代えることができます。 なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、震災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な記載が必要となります。

※自治体に処分を依頼した場合、自治体によっては、上記の他に処分の委託などの書面を求められることがあります。

※被災自動車を自治体が保管している場合であっても、所有者による抹消登録手続きが必要となります。なお一定期間手続きを行わず、自治体が被災自動車の処分を行った場合は、国において抹消登録を行います。（職権抹消登録）

②抹消登録（自分で処分を行う場合）

○リサイクル業者へ引き渡す必要があります。

○運輸支局等で抹消登録をします。

（参考）24ページ
運輸支局等一覧

※車検証上の所有者の方が、手続きをします。

※所有者の方がお亡くなりになっている場合、その相続人の方が手続きをします。

<必要書類等>

☐ 抹消登録申請書（様式1）

（既に一時抹消登録をしている場合は、解体等届出書（抹消登録申請書と同一様式））

☐ 自動車検査証（車検証）

車検証

☐ 印鑑登録証明書・実印

☐ ナンバープレート前後2枚



☐ 被災したことの証明に必要な書類

・市町村が発行する罹災（りさい）証明書

罹災証明書

（車検証上の所有者の方がお亡くなりになっている場合）

☐ 戸籍謄本（所有者の方との関係が分かるもの）

戸籍謄本

（既に一時抹消登録をしている場合）

☐ 登録識別情報等通知書

（代理申請をする場合）

☐ 代理申請に係る委任状

申請に必要な書類や情報が無い場合には

自動車検査証を紛失	申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請を受け付けています。
印鑑登録証明書が取得困難、実印を紛失	次の書面の提出及び提示をもって代えることができます。 ①所有者本人からの申請の場合 所有者の署名及び本人確認書面（免許証等の身分証明書） ②代理人による申請の場合 所有者が署名した委任状及び所有者の本人確認書面の写し 並びに代理人の本人確認書面（免許証等の身分証明書）
罹災証明書の入手が困難	申請人の申立書（様式2）をもって罹災証明書に代えることができます。 なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、震災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な記載が必要となります。

自動車重量税の特例還付

(参考)24ページ
運輸支局等一覧

○抹消登録の手続がされた被災自動車については自動車重量税の特例還付が受けられます。

- ・平成25年3月31日までの間に運輸支局等の窓口申請してください。
 - ・抹消登録又は滅失・解体の届出手続が済んでいない場合は、ナンバープレートを管轄する運輸支局等で、それらの手続と還付申請書の提出をあわせて行ってください。
- ※所有者の方がお亡くなりになっている場合、その相続人の方が手続をします。

<必要書類>

- 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付申請書(様式3)

(車検証上の所有者の方がお亡くなりになっている場合)

- (□) 戸籍謄本(所有者の方との関係が分かるもの)

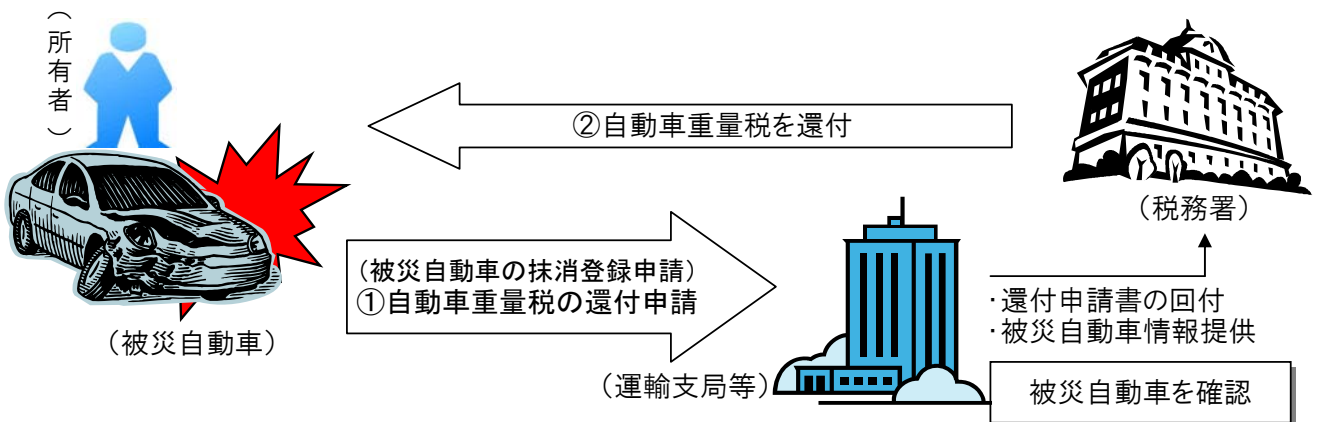
戸籍謄本

(代理申請や代理受領をする場合)

- (□) 代理申請・代理受領に係る委任状

(参考) 自動車重量税の特例還付とは

東日本大震災による津波被害等により、多くの自動車が滅失、又は使用不可能な状態にあるため、被災自動車については、東日本大震災の日(平成23年3月11日)から車検期間満了日までの期間に相当する自動車重量税の還付を受けられることとなりました。(平成25年3月31日までの特例)



還付金の計算方法

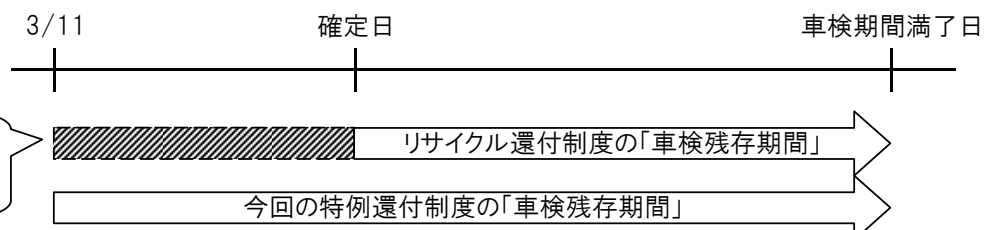
還付金額 = 納付した自動車重量税額 ÷ 車検証有効期間 × 車検残存期間

(注) 車検残存期間 = 平成23年3月11日から車検有効期間満了日までの月数

ただし1月に満たない
端数は切り捨て

現行のリサイクル還付との違い

この差の分だけ、特例還付の方が還付金が大きくなります。



※自動車に二輪車は含まれません。

※この制度による還付金には、還付加算金は加算されません。

既に自動車重量税のリサイクル還付の手続きが済んでいる方

○リサイクル還付と特例還付の差額の還付が受けられます。

・平成25年3月31日までの間に運輸支局等の窓口申請してください。

<必要書類>

□ 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付申請書（様式3）

（車検証上の所有者の方がお亡くなりになっている場合）

（□） 戸籍謄本（所有者の方との関係が分かるもの）

戸籍謄本

（□） （代理申請や代理受領をする場合）

代理申請・代理受領に係る委任状

（参考）リサイクル還付と特例還付の差額還付

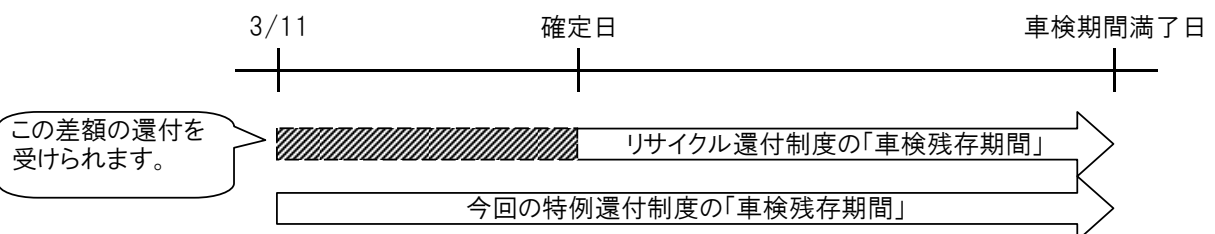
被災自動車について、震災特例法（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律）が施行される前に既にリサイクル還付を行っている場合には、特例還付との差額が還付されます。

差額還付金の計算方法

還付金額 = 納付した自動車重量税額 ÷ 車検証有効期間
× （平成23年3月11日から車検有効期間満了日までの月数）－リサイクル還付による還付金額

ただし1月に満たない
端数は切り捨て

リサイクル還付と特例還付との違い



災害減免法に基づく自動車重量税の全額還付

○自動車重量税納付後、業者（自動車の販売業者・分解整備業者）が保管中に被災した場合、災害減免法が適用され、納付した自動車重量税は全額還付されます。

※この制度の適用がある場合には、P.5の「自動車重量税の特例還付制度」は受けられません。
※この制度は、「自動車重量税の特例還付制度」の対象とならない二輪車（届出軽自動車を含む）も還付の対象となります。

<手 続>

自動車の販売業者・分解整備業者の方は、災害のやんだ日から1ヶ月以内に、「被災自動車確認書交付申請書」を被災地の税務署長に提出し、「被災自動車確認書」（A）の交付を受けてください。その際には自動車検査証の返納届出が済んでいることを証明する書類（廃車証明書）の提示が必要となります。



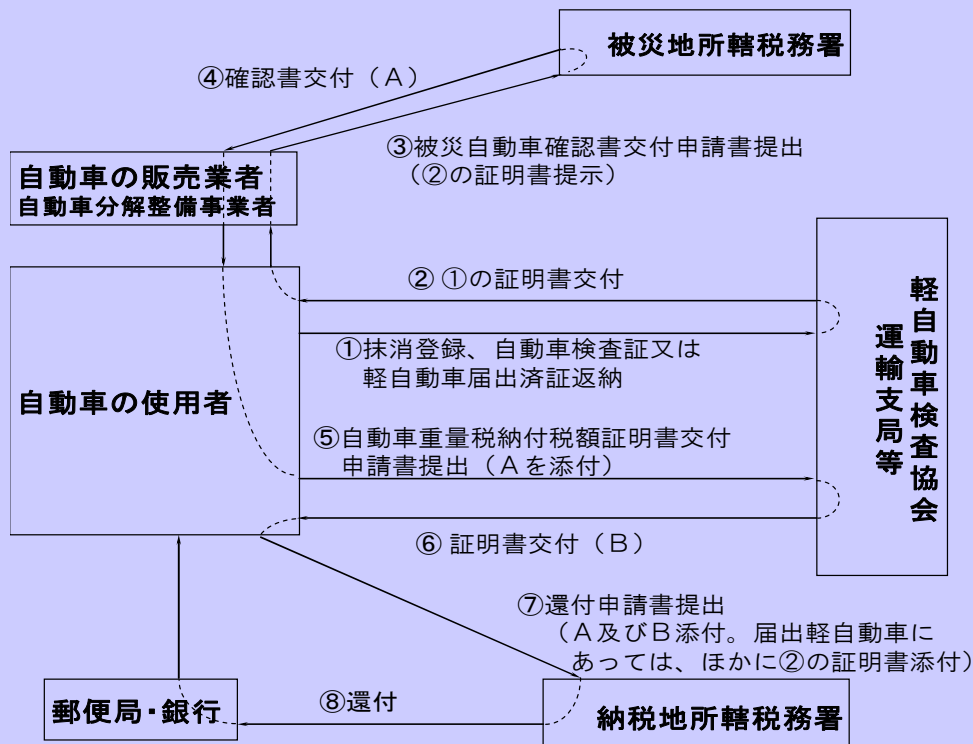
被災自動車の使用者の方は、被災自動車確認書の交付を受けた日から1ヶ月以内に、「自動車重量税納付税額証明書交付申請書」を車検証の交付を受けた運輸支局等に提出し、「自動車重量税納付税額証明書」（B）の交付を受けてください。その際には上記のAの写しを添付してください。



被災自動車の使用者の方は、災害のやんだ日から4ヶ月以内に、「被災自動車に係る自動車重量税還付申請書」と、上記A、Bを住所地等の所轄税務署長に提出してください。

※なお、還付申請手続や還付金受領の権限を自動車の販売業者など他の者に委任する場合には、「委任状」及び「委任者の印鑑証明書」各一部の提出が必要となります。

（注）東日本大震災により被災した自動車については、「被災自動車確認書交付申請書」、「自動車重量税納付税額証明書交付申請書」及び「被災自動車に係る自動車重量税還付申請書」を随時受け付けています。詳しくは税務署にご相談ください。



(参考) 自動車重量税・税額一覧表 (抄)

車 種			車検 期間		本則税率	次世代車以外		18年超経年車		備 考		
						自家用	営業用	自家用	営業用			
検査自動車	乗用自動車		3 年	車両重量 0.5tごと	7,500	15,000	—	—	—	人の運送の用に供するもの 定員10人以下のもの	自家用乗用車で新車新規車検を受けるもの	
			2 年	〃	5,000	10,000	—	12,600	—		自家用乗用車で継続車検等を受けるもの、レンタカー・リース用で新車新規車検を受けるもの	
			1 年	〃	2,500	5,000	2,700	6,300	2,800		自家用…レンタカー、リース用（継続） 営業用…ハイヤー、タクシー（新規・継続）	
	バス		1 年	車両総重量 1tごと	2,500	5,000	2,700	6,300	2,800	人の運送の用に供するもので乗車定員11人以上のもの		
	トラック	車両 総重量 2.5 t 超	2 年	〃	5,000	10,000	5,400	—	—	貨物の運送の用に供するもの	車両総重量 8 t 未満の貨物車で新車新規車検を受けるもの	
			1 年	〃	2,500	5,000	2,700	6,300	2,800		貨物車で継続車検等を受けるもの、車両総重量 8 t 以上の新車新規車検を受けるもの	
		車両 総重量 2.5 t 以下	2 年	〃	5,000	7,600	5,400	—	—		ライトバン等で新車新規車検を受けるもの	
			1 年	〃	2,500	3,800	2,700	4,400	2,800		ライトバン等で継続車検等を受けるもの	
		特種車		2 年	〃	5,000	10,000	5,400	12,600		5,600	広告宣伝用自動車、クレーン車等特種の用途に供する自動車で最大積載量のないもの
				1 年	〃	2,500	5,000	2,700	6,300		2,800	タンクローリ、コンクリートミキサー等特種の用途に供するもので最大積載量のあるもの
	小型二輪		3 年	定額	4,500	6,600	4,800	—	—	250cc超のオートバイ		
			2 年	〃	3,000	4,400	3,200	5,000	3,400			
			1 年	〃	1,500	2,200	1,600	2,500	1,700			
	検査対象軽自動車		3 年	〃	7,500	11,400	—	—	—	自家用の軽乗用車（660cc 以下）で新車新規車検を受けるもの		
			2 年	〃	5,000	7,600	5,400	8,800	5,600	軽自動車のうち二輪車並びにカタピラ又はそりを有するもの以外のもの		
			1 年	〃	2,500	3,800	2,700	4,400	2,800			
届出軽	検査対象外軽自動車	二輪車	—	〃	4,000	5,500	4,300	—	—	125cc超 250cc以下のオートバイ		
		その他	—	〃	7,500	11,300	8,100	—	—	雪上スクーター等		

※ 次世代自動車(電気自動車、一定の天然ガス自動車、一定のハイブリッド自動車)については、本則税率が適用されます。

※ ただし、現在、以下のエコカー減税が適用されています。

○エコカー減税

以下の自動車について、新規・継続車検等(平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に最初に受ける車検に限る)を受ける場合、エコカー減税の適用があります。

免税	次世代自動車(電気自動車、一定の天然ガス自動車、一定のハイブリッド自動車 など)
75%軽減	☆☆☆☆車 かつ 燃費基準+25%達成 など
50%軽減	☆☆☆☆車 かつ 燃費基準+15%達成 など

○東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の代わりの自動車を取得した場合で、以下の要件を満たす場合には、自動車取得税が非課税となります。

・都道府県（代替自動車の定置場所在の都道府県）の窓口（税事務所）に申請してください。

《要件》

- ①東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の所有者であった方
自動車ローンを完済する前で所有者がローン会社となっている場合には、所有者でなく、「東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の使用者であった者」が対象となります。
- ②平成23年3月11日から26年3月31日の間に自動車を新たに取得（ローンによる取得を含む）し、その自動車について、都道府県知事から「代替自動車」の認定を受ける

(注1)この制度が適用できるのは、1人(1社)の所有者が所有していた「東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車」の数までです。

(例：1人の所有者が3台被災し4台買った場合、3台目までしか非課税となりません。)

(注2)所有者の方がお亡くなりになっている場合には、その所有者の相続人が非課税の対象となります。

(注3)所有者が消滅した法人である場合には、当該法人の合併法人、分割承継法人が非課税の対象となります。

＜必要書類＞

- ☐ 自動車取得税の非課税申請書（様式4）
※氏名、住所、買い換えた自動車のナンバー等を記載します。
- ☐ 抹消登録の済んでいる東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の登録事項等証明書（軽自動車の場合は検査記録事項等証明書）
※運輸支局等において申請し、交付を受けてください。
※東日本大震災により被災したことを意味する「被災車両」という記載がなされていることをご確認ください。
- ☐ 「抹消登録の済んでいる東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の登録事項等証明書が入手できない場合には」
東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車についての罹災（りさい）証明書（被災場所所在の又はその自動車の主たる定置場所在の都道府県知事又は市町村長から受領）
※罹災（りさい）証明書の取扱いについては自治体ごとに異なります。事前にご確認ください。
- ☐ 戸籍謄本
(東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の所有者（個人）の方がお亡くなりになっている場合)
- ☐ 登記事項証明書
(東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の所有者が消滅した法人である場合)
- ☐ (代理申請をする場合)
代理申請に係る委任状

23年3月11日から現在までに既に代替自動車を取得された方

⇒ 納付した自動車取得税が還付されます。

・都道府県税事務所にお問合せ下さい。

代替自動車の自動車税・軽自動車税非課税

（自動車税について）

- 東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車の代わりの自動車を取得した場合、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税が非課税となります。

※代替自動車に係る自動車取得税の非課税の手続きを行ってれば、特に追加の手続きは必要ありません。

（軽自動車税について）

軽自動車（三輪以上）を取得した方

- 東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車・軽自動車の代わりに軽自動車を取得した場合、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税が非課税となります。

※代替取得した軽自動車の主たる定置場の所在する市町村に申請してください。
詳しくは市町村にお問い合わせください。

<必要書類>

- ☐ 軽自動車税の非課税申請書（様式5）



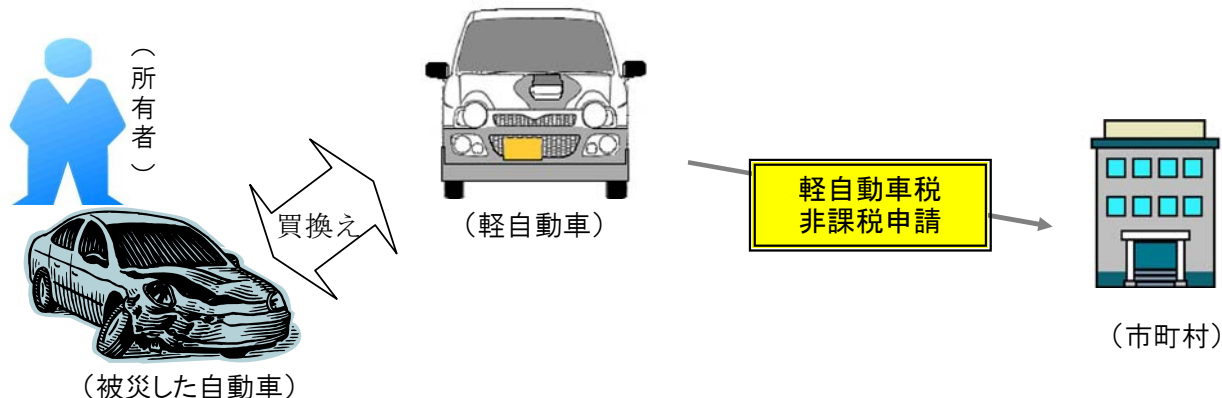
- ☐ 自動車取得税が非課税となったことを都道府県知事が証する書類



- ☐ （代理申請をする場合）
代理申請に係る委任状



（参考）代替自動車の軽自動車税非課税



買換えの場合の自動車重量税免税

(参考) 24・25ページ
運輸支局等一覧
軽自動車検査協会一覧

○被災自動車を買換える場合で、以下の要件を満たす場合には、自動車重量税の免除を受けることができます。

・運輸支局等の窓口に必要な書類を提出してください。

《要件》

①抹消登録の済んでいる、被災自動車の使用者であった方

被災した自動車の所有者と使用者が異なる場合には、被災自動車として抹消登録されているか、所有者に確認する必要があります。例えば、自動車ローンを完済する前には、所有者はローン会社となっている場合があります。

②自動車(二輪車を除く)を新たに取得(ローンによる取得を含む)

③平成23年3月11日から26年4月30日の間に最初に受ける車検

(注1) この制度が適用できるのは、1人(1社)の使用者が使用していた「被災自動車」の数までです。(例: 1人の使用者が3台被災し4台買った場合、3台目までしか免税されません。)

(注2) 使用者の方がお亡くなりになっている場合には、被災自動車の使用者と生計を一にしていた相続人が免除を受けることができます。

(注3) 使用者が消滅した法人である場合には、当該法人の合併法人、分割承継法人が免除を受けることができます。

<必要書類>

□ 被災自動車の買換えに係る自動車重量税免税届出書(様式6)

(車検証上の使用者の方がお亡くなりになっている場合)

(□) ①戸籍謄本 ②住民票

※法人の場合で消滅した法人使用者の合併法人、分割承継法人は、その旨を証する書類

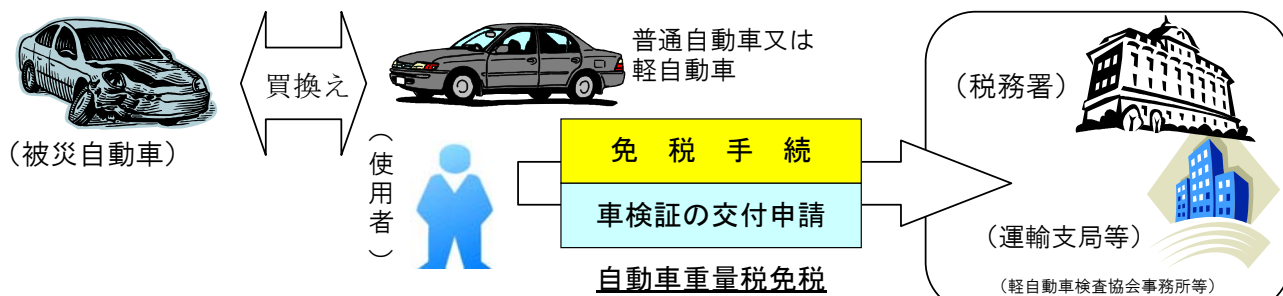
別居されていた場合は、生計を一にしていたことを確認するため、原則として生活費・学資金・療養費などの送金が行われていたことを証明する書類等(通帳の写しなど)の提出が必要です。

(代理申請をする場合)

(□) 代理申請に係る委任状

(参考) 自動車重量税の買換免税とは

地域の生活必需品である自動車の買換えを支援する観点から、被災自動車の使用者が自動車を買い換え、車検を受ける際(新車や車検切れ中古車の新規車検、中古車の継続車検で、23年3月11日から26年4月30日までの間に最初に受けるものに限る。)の自動車重量税が免税となります。



※3月11日から現在までに既に買換え自動車の自動車重量税を納付された方は還付されます。

被災代替自動車の特別償却制度（法人税及び所得税）

○法人又は事業者の方で、事業用に被災した自動車の代替自動車を取得した場合、特別償却を行うことができます。

《要 件》

- ①法人又は個人事業者
- ②事業に用いた自動車が東日本大震災により被災し、抹消登録がされている
- ③その代替として事業に用いる自動車^(*)を取得（平成28年3月31日までに取得）

⇒ 取得した年度において、通常の減価償却に加え、特別償却ができます。

（*）被災車両の用途と同一の用途であること（自家用自動車（白ナンバー、黄ナンバー）、営業用自動車（緑ナンバー、黒ナンバー）の別が変更されないこと）が必要です。

※特別償却の償却率

取得者	取得等の時期	
	H23. 3. 11～H26. 3. 31	H26. 4. 1～H28. 3. 31
大法人等	30%	20%
中小法人等	36%	24%

（注）個人の事業者の方についても同様です。

雑損控除（所得税・個人住民税）

○個人が、東日本大震災により、日常生活で使用する自家用車について損失が生じた場合には、雑損控除の適用を受けることができます。



（被災した自家用車）

雑損控除の適用

次のいずれか多い金額を控除可能

① 損失額－所得金額の1/10

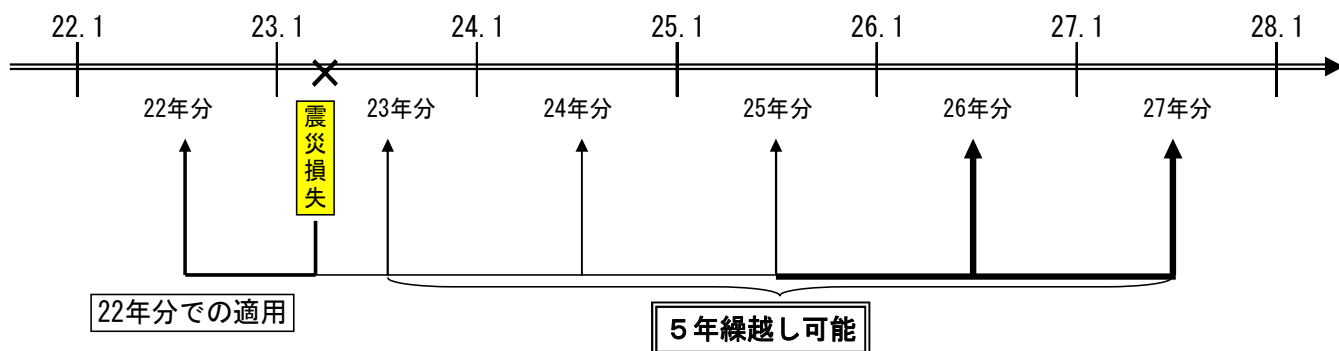
② 損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

なお、その年分で控除しきれない場合は、翌年以後に繰越し可能（雑損失の繰越控除）

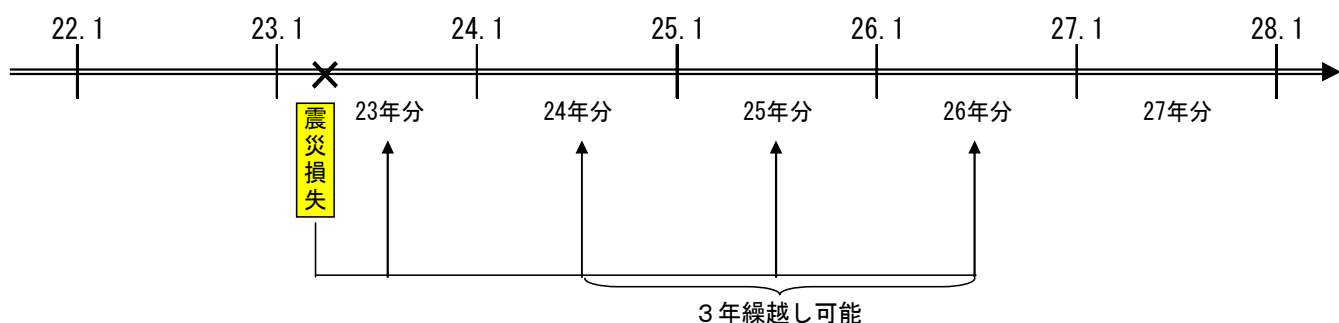
○東日本大震災による損失については、次の特例措置が講じられています。

- ・ 雑損控除を22年分所得で適用することができます。
- ・ その年分で控除しきれない損失額（雑損失）は、5年間（現行：3年間）にわたって繰り越すことができます。

【雑損控除の特例措置】



【現行】



※個人住民税についても所得税と同様の措置が講じられます。

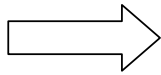
被災事業用資産の損失の特例（所得税・個人住民税等）

○東日本大震災による事業用資産の損失（被災事業用資産の損失）については、

- ・ 22年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。
- ・ その年分で引き切れなかった損失（純損失）については、5年間（現行：3年間）にわたって繰り越すことができます。
- ・ 事業用資産につき、1割以上の被害を受けた場合は、その他の損失による純損失も含めて、現行3年の繰越控除期間は5年とされます。



（被災した事業用の自動車）



被災事業用資産の損失の特例の適用

※個人住民税及び個人事業税についても所得税と同様の措置が講じられます。

震災損失の繰戻しによる法人税額の還付（法人税）

○ 法人の欠損金額のうち、東日本大震災により棚卸資産や固定資産（自動車を含みます。）に生じた損失については、確定申告又は仮決算の中間申告の際に、2年間まで遡って繰戻還付を受けることができます。

（注1）

- ・ 確定申告については、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度
- ・ 中間申告については、平成23年3月11日から9月10日までの間に終了する中間期間が対象です。

（注2）

- ・ 繰り戻しきれなかった損失を含め、欠損金については現行制度下において7年間にわたって繰り越すことができます。

自賠責保険保険料の返還

○震災により自動車の抹消登録の手続をした場合、 保険会社より、自賠責保険の保険料が返還されます。

※今回の震災の影響で必要書類が用意できない場合でも、他の書類に代えて、保険料返還の手続をすることができます。

<必要書類等>

- ☐ 承認請求書（保険会社に備え付けてあります）
- ☐ 自賠責保険証明書
- ☐ 被災自動車であることを確認できる書類（以下のいずれかの書類）
 - ・市町村が発行する罹災（りさい）証明書
 - ・自認書（保険会社に備え付けてあります）
- ☐ 被災自動車が抹消されていることを確認できる書類（以下のいずれかの書類）
 - ・解除事由証明書
 - ・登録事項等証明書 など
- ☐ 本人確認書類

（契約者がお亡くなりになっている場合で、相続人の方が手続をする場合）

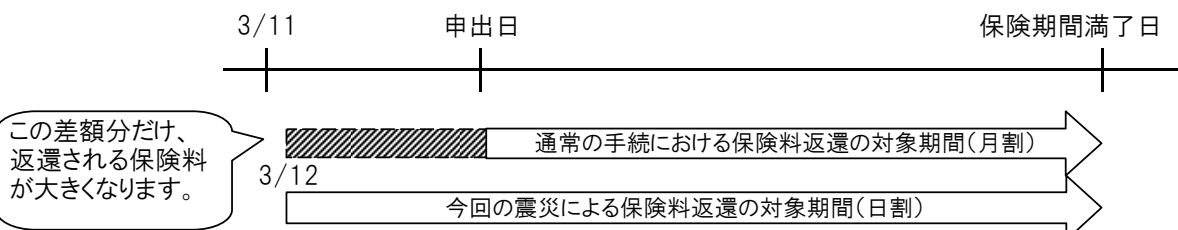
（□）権利譲渡に係る念書（保険会社に備え付けてあります）

申請に必要な書類や情報が無い場合には

自賠責保険証明書を紛失	再交付申請書（保険会社に備え付けてあります）にご署名・ご捺印いただくことで、手続を受け付けています。
罹災証明書の入手が困難	契約者の自認書（保険会社に備え付けてあります）をもって罹災証明書に代えることができます。 また、登録事項等証明書に「被災車両」である旨の記載がある場合も罹災証明書に代えることができます。
本人確認書類を紛失	自賠責保険解約保険料を契約者本人名義の口座へお振り込みする場合は、本人確認書類を省略することができます。

（参考）震災により抹消登録した場合の保険料の返還

今回の震災により抹消登録した場合の自賠責保険保険料の返還にあたっては、通常の解約の計算方法とは異なり、東日本大震災の日（平成23年3月11日）の翌日から保険期間満了日までの保険料を返還されます。



保険料返還の手続の詳細については、保険会社へお問合せください。
自賠責共済については、共済組合へお問合せください。

自賠責保険以外の任意の自動車保険保険料の返還

○震災により自動車が消滅、又は使用不能となり自動車保険を解約した場合には、自動車保険の保険料が返還されます。

※詳細については、保険会社へお問合せください。

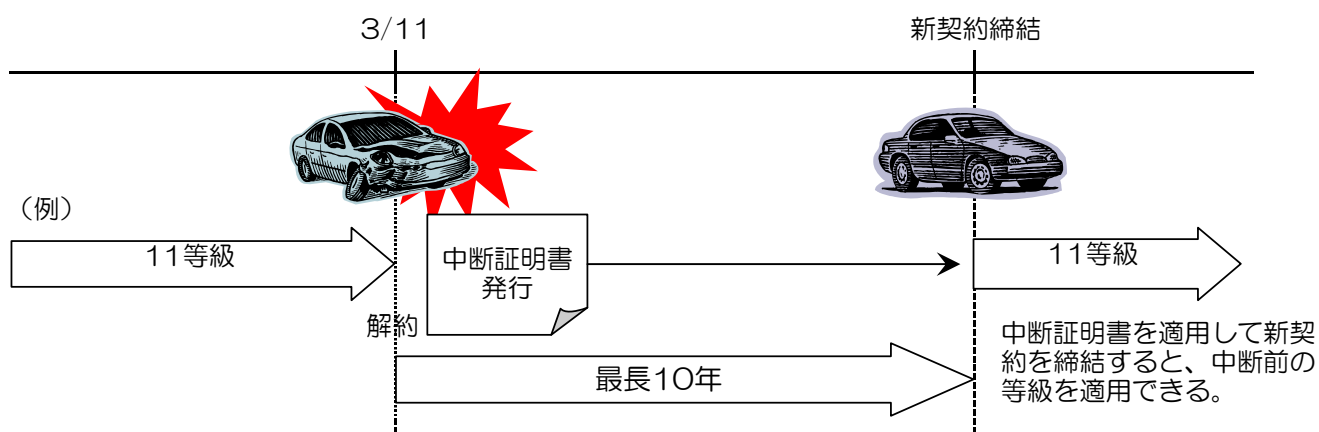
(1) 自動車保険の解約について

東日本大震災により自動車が消滅、または使用不能となった契約者については、自動車保険を解約する際、災害発生日から満期までの保険料について返還されます。

(2) 自動車保険の等級の取扱いについて

東日本大震災により自動車が消滅、又は使用不能となり解約する際には、「中断」の手続を取ることで、新たに自動車保険を契約する際に、それまでの等級を継承することができます(最長10年)。

※「中断」の手続を取ると「中断証明書」が発行されます。



(参考) 継続契約手続・保険料払込みの猶予について

損害保険各社では、自賠責保険及び自動車保険の継続契約手続及び保険料の払込みの猶予について、以下の対応を行うこととしています。

	継続契約の締結手続猶予	保険料の払込猶予
自賠責保険	車検の有効期間の伸長に合わせて 2ヶ月 (最長2011年5月11日まで)	2011年9月末日まで
自動車保険	最長2011年9月末日まで	2011年9月末日まで

(様式 1)

運輸支局長
運輸監理部長
平成 年 月 日

- 17 -

平成 年 月 日

住所 _____

氏名（署名） _____

申 立 書

下記自動車が、2011年東北地方太平洋沖地震において被災し、滅失したことを
申し立てます。

記

1. 自動車の表示

自動車登録番号 (ナンバープレート番号)	車台番号

2. 被災場所 _____

※被災地域以外で登録された自動車の場合は、当該自動車が被災したことが分かる説明を以下
に記載してください。

--

被災自動車に係る自動車重量税の特例還付申請書（東日本大震災用）

運輸支局等
収 受 印

平成 年 月 日	還付申請者(所有者)	(住 所)(〒 -)	
		(電話番号 - -)	
		(フリガナ)	
		(氏名又は名称及び代表者氏名)	
税務署長 殿	同上代理人	(住 所)(〒 -)	
		(電話番号 - -)	
		(フリガナ)	
		(氏名又は名称及び代表者氏名)	
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第45条第1項に規定する還付を受けたいので申請します。			
書類送付先	(住 所)(〒 -)		
	(電話番号 - -)		
※ 書類の送付先住所が「還付申請者」欄の住所と異なる場合に記載してください。			
現在の連絡先	☐ 携帯電話 ☐ その他		
	※ 必ず日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。		
被災自動車	自動車登録番号又は車両番号		車 台 番 号
還付される税金の受取人	☐ 還付申請者 ☐ 代理人	(連絡先住所)(〒 -)	
		(電話番号 - -)	
		(フリガナ)	
		(氏名又は名称及び代表者氏名)	
※ 還付される税金の受取人が代理人の場合は記載してください。			
還付金の受取場所	銀行・金庫・組合・農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所
	預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄	口座番号
	郵便局名等	記号番号	
還付を受けようとする金額	被災自動車に係る自動車検査証に記載された情報から法令に基づき計算した額による。		
税務署整理欄 (記載不要)			

※ 運輸支局又は軽自動車検査協会に提出してください。(税務署回付用)

(注意事項)

- 1 太枠内を記載してください。
- 2 「還付申請者」欄には、被災自動車の所有者の情報を記載してください。
- 3 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金を受け取る方の情報を記載してください。
- 4 代理人が還付申請手続を行う場合又は代理人に還付金の受領権限を委任する場合は、委任状の提出が必要となります。

(様式 4)

自動車取得税非課税申請書（例）		
平成○年○月○日 ○○都道府県知事 殿 申 請 者 _____ 住 所 _____ 氏名（名称） _____ 印 電 話 番 号 _____ 地方税法附則第52条第1項の規定（東日本大震災により滅失又は損壊した自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の非課税）の適用を受けたいので、次のとおり申請します。		
区 分	新たに取得した自動車	震災により滅失、損壊した自動車
所 有 者 氏 名（ 名 称 ）		
住 所（ 本 店 等 所 在 地 ）		
登 録 番 号（ 車 両 番 号 ）		
車 台 番 号		/
種 別		/
主 た る 定 置 場		
営 業 用 ・ 自 家 用 の 別		
※既に法附則第52条第1項の規定の適用を受けた代替自動車がある場合	登録番号(車両番号)	車台番号
そ の 他 必 要 事 項		
※ この申請書と併せて、滅失、損壊した自動車が被災車両である旨が記載された登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書を提出してください（これらの書類をやむを得ない理由により提出できない場合には、滅失し、又は損壊した自動車が被災自動車であることについて、都道府県知事又は市町村長が証する書類を提出してください。）。		

上記様式は様式の例であり、都道府県によって様式は異なることがあります。

(様式5)

軽自動車税非課税申請書 (例)		
平成 年 月 日 市町村長 殿 申 請 者 _____ 住 所 _____ 氏名(名称) _____ 印 電 話 番 号 _____ 地方税法附則第57条第1項、第2項又は第3項の規定(東日本大震災により滅失又は損壊した自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税)の適用を受けたいので、次のとおり申請します。		
区 分	新たに取得した軽自動車等	震災により滅失、損壊した軽自動車等
所 有 者 氏 名 (名 称)		
住 所 (本 店 等 所 在 地)		
登 録 番 号 (車 両 番 号 ・ 標 識 番 号)		
車 台 番 号		/
種 別		
主 たる 定 置 場		
営 業 用 ・ 自 家 用 の 別	営 業 用 ・ 自 家 用	営 業 用 ・ 自 家 用
※既に法附則第52条第1項又は第57条第1項、第2項若しくは第3項の規定の適用を受けた代替軽自動車等がある場合	登 録 番 号 (車 両 番 号 ・ 標 識 番 号)	車 台 番 号
そ の 他 必 要 事 項		
(備考) 1 この申請書は地方税法附則第57条第1項、2項又は3項の規定の適用を受けようとする場合に新たに取得した軽自動車等の主たる定置場所在地の市町村長に1通提出してください。 2 この申請書と併せて、滅失、又は損壊した自動車等が被災軽自動車等である旨を証明する書類を提出してください。		

上記様式は様式の例であり、市町村によって様式は異なることがあります。

被災自動車の買換えに係る自動車重量税免税届出書（東日本大震災用）

運輸支局等
収 受 印

平成 年 月 日 運輸支局長 運輸監理部長 殿 軽自動車検査協会	免税を受けようとする者	(住 所) (〒 -) (電話番号 - -)	
		(フリガナ)	
		(氏名又は名称及び代表者氏名) ⑩	
		☐ 相続人等	※ 相続人等の方が免税を受けようとする場合、□に「レ」印を付してください。
現在の連絡先		☐ 携帯電話 ☐ その他 ※ 必ず日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。	
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第35条第2項の規定に基づく書類を提出します。			
免税を受けようとする自動車の情報	台 数 (A)	台	
	所有者の氏名又は名称		
	使用者の氏名又は名称		
	車 台 番 号		
使用していた被災自動車の情報	台 数	台	
	被災自動車の使用者の氏名又は名称		
	自動車登録番号 (登録自動車)		
	車 両 番 号 (軽自動車)		
	車 台 番 号		

(注意事項)

- 「被災自動車」とは、東日本大震災を原因として滅失、解体、又は自動車の用途を廃止したものとして、永久抹消登録又は一時抹消登録後の解体等の届出をしたものをいいます。
- 「相続人等」には、法人において合併や分割が行われた場合の合併法人や分割承継法人が含まれます。
- 「使用していた被災自動車の情報」欄に記載がある台数以上の被災自動車がある場合は、次葉も記載してください。この場合、(A) 欄の台数が次葉 (B) 欄の台数を超えることはできません。
- 普通自動車、バス、トラック等で軽自動車以外の自動車は「自動車登録番号 (登録自動車)」欄に、軽自動車は「車両番号 (軽自動車)」欄に記載してください。
- 大型特殊自動車、小型特殊自動車、二輪自動車、セミトレーラ等の被けん引自動車は本特例の対象外ですので、記載することはできません。

被災自動車の買換えに係る自動車重量税免税届出書（東日本大震災用）次葉

1 使用していた被災自動車の情報		
使用者の氏名又は名称		
被災自動車の台数（①） （登録自動車及び軽自動車の合計台数）	台	
被災自動車に係る自動車登録番号又は車両番号及び車台番号		
登録 自動車	自動車登録番号	車台番号
軽 自動車	車両番号	車台番号
2 既に特例を受けて自動車重量税の免税を受けた自動車の情報		
免税を受けた自動車の台数（②） （登録自動車及び軽自動車の合計台数）	台	
免税を受けた自動車に係る自動車登録番号又は車両番号及び車台番号		
登録 自動車	自動車登録番号	車台番号
軽 自動車	車両番号	車台番号
3 免税を受けられる自動車の台数（B） （B＝①－② 届出書A欄の台数がB欄を超えることはできません。）	台	

（注意事項）

- 1 欄が不足する場合は、適宜の様式に記載して添付してください。
- 2 普通自動車、バス、トラック等で軽自動車以外の自動車は「登録自動車」欄に、軽自動車は「軽自動車」欄に記載してください。
- 3 大型特殊自動車、小型特殊自動車、二輪自動車、セミトレーラ等の被けん引自動車は本特例の対象外ですので、記載することはできません。

○登録自動車(軽自動車以外)に係る抹消手続(廃車手続)に関するお問い合わせ先

(自動車重量税の還付・免税に関するお問い合わせは、各国税局にお問い合わせください)

運 輸 支 局 等	住 所	ヘルプデスク 電話番号
【北海道】		
札幌運輸支局	札幌市東区北28条東1	050-5540-2001
函館運輸支局	函館市西栲楸町555-24	050-5540-2002
旭川運輸支局	旭川市春光町10-1	050-5540-2003
室蘭運輸支局	室蘭市日の出町3丁目4-9	050-5540-2004
釧路運輸支局	釧路市鳥取大通6丁目2-13	050-5540-2005
帯広運輸支局	帯広市西19条北1丁目8-4	050-5540-2006
北見運輸支局	北見市三輪3-23-2	050-5540-2007
【東北】		
青森運輸支局	青森市大字浜田字豊田139-13	050-5540-2008
八戸自動車検査登録事務所	八戸市桔梗野工業団地2丁目12-12	050-5540-2009
岩手運輸支局	紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8-5	050-5540-2010
宮城運輸支局	仙台市宮城野区扇町3丁目3-15	050-5540-2011
秋田運輸支局	秋田市泉字登木74-3	050-5540-2012
山形運輸支局	山形市大字漆山字行段1422-1	050-5540-2013
庄内自動車検査登録事務所	東田川郡三川町大字押切新田字歌枕3	050-5540-2014
福島運輸支局	福島市吉倉字吉田54	050-5540-2015
いわき自動車検査登録事務所	いわき市内郷綴町字舟場1-135	050-5540-2016
【関東】		
茨城運輸支局	水戸市住吉町353	050-5540-2017
土浦自動車検査登録事務所	土浦市卸町2丁目1-3	050-5540-2018
栃木運輸支局	宇都宮市八千代1丁目14-8	050-5540-2019
佐野自動車検査登録事務所	佐野市下羽田町2001-7	050-5540-2020
群馬運輸支局	前橋市上泉町399-1	050-5540-2021
千葉運輸支局	千葉市美浜区新港198	050-5540-2022
野田自動車検査登録事務所	野田市上三ヶ尾207-22	050-5540-2023
習志野自動車検査登録事務所	船橋市習志野台8丁目57-1	050-5540-2024
袖ヶ浦自動車検査登録事務所	袖ヶ浦市長浦字拓式号580-77	050-5540-2025
埼玉運輸支局	さいたま市西区大字中釘2154-2	050-5540-2026
熊谷自動車検査登録事務所	熊谷市御楼威ヶ原字下林701-4	050-5540-2027
春日部自動車検査登録事務所	春日部市大字増戸723-1	050-5540-2028
所沢自動車検査登録事務所	所沢市大字牛沼字下原元688-1	050-5540-2029
東京運輸支局	品川区東大井1丁目12-17	050-5540-2030
足立自動車検査登録事務所	足立区南花畑5丁目12-1	050-5540-2031
練馬自動車検査登録事務所	練馬区北町2丁目8-6	050-5540-2032
多摩自動車検査登録事務所	国立市北3丁目30-3	050-5540-2033
八王子自動車検査登録事務所	八王子市滝山町1丁目270-2	050-5540-2034
神奈川運輸支局	横浜市都筑区池辺町3540	050-5540-2035
川崎自動車検査登録事務所	川崎市川崎区塩浜3丁目24-1	050-5540-2036
相模自動車検査登録事務所	愛甲郡愛川町大字中津字桜台7181	050-5540-2037
湘南自動車検査登録事務所	平塚市東豊田字道下369-10	050-5540-2038
山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏1000-9	050-5540-2039
【北陸信越】		
新潟運輸支局	新潟市中央区東出来島14-26	050-5540-2040
長岡自動車検査登録事務所	長岡市摂田屋町字外川2643-1	050-5540-2041
長野運輸支局	長野市西和田1丁目35番4号	050-5540-2042
松本自動車検査登録事務所	松本市平田東2丁目5-10	050-5540-2043
富山運輸支局	富山市新庄町馬場82	050-5540-2044
石川運輸支局	金沢市入江3丁目153	050-5540-2045

運 輸 支 局 等	住 所	ヘルプデスク 電話番号
【中部】		
愛知運輸支局	名古屋市中川区北江町1丁目1-2	050-5540-2046
西三河自動車検査登録事務所	豊田市若林西町西葉山46	050-5540-2047
小牧自動車検査登録事務所	小牧市新小木3丁目32	050-5540-2048
豊橋自動車検査登録事務所	豊橋市神野新田町字京ノ割20-3	050-5540-2049
静岡運輸支局	静岡市駿河区国吉田2丁目4-25	050-5540-2050
沼津自動車検査登録事務所	沼津市原字古田2480	050-5540-2051
浜松自動車検査登録事務所	浜松市東区流通元町11-1	050-5540-2052
岐阜運輸支局	岐阜市日置江2648-1	050-5540-2053
飛騨自動車検査登録事務所	高山市新宮町830-5	050-5540-2054
三重運輸支局	津市雲出長常町六ノ割1190-9	050-5540-2055
福井運輸支局	福井市西谷1丁目1402	050-5540-2057
【近畿】		
大阪運輸支局	寝屋川市高宮栄町12-1	050-5540-2058
なにわ自動車検査登録事務所	大阪市住之江区南港東3丁目1-14	050-5540-2059
和泉自動車検査登録事務所	和泉市上代町官有地	050-5540-2060
京都運輸支局	京都市伏見区竹田向代町37	050-5540-2061
奈良運輸支局	大和郡山市額田部北町981-2	050-5540-2063
滋賀運輸支局	守山市木浜町2298-5	050-5540-2064
和歌山運輸支局	和歌山市湊1106-4	050-5540-2065
【神戸】		
神戸運輸監理部兵庫陸運部	神戸市東灘区魚崎浜町34-2	050-5540-2066
姫路自動車検査登録事務所	姫路市飾磨区中島福路町3322	050-5540-2067
【中国】		
広島運輸支局	広島市西区観音新町四丁目13-13-2	050-5540-2068
福山自動車検査登録事務所	福山市南今津町44	050-5540-2069
鳥取運輸支局	鳥取市丸山町224	050-5540-2070
島根運輸支局	松江市馬潟町43-3	050-5540-2071
岡山運輸支局	岡山市藤原24-1	050-5540-2072
山口運輸支局	山口市宝町1-8	050-5540-2073
【四国】		
徳島運輸支局	徳島市応神町応神産業団地1-1	050-5540-2074
香川運輸支局	高松市鬼無町字佐藤20-1	050-5540-2075
愛媛運輸支局	松山市森松町1070	050-5540-2076
高知運輸支局	高知市大津乙1879-1	050-5540-2077
【九州】		
福岡運輸支局	福岡市東区千早3丁目10-40	050-5540-2078
北九州自動車検査登録事務所	北九州市小倉南区新曽根4-1	050-5540-2079
筑豊自動車検査登録事務所	飯塚市仁保23-39	050-5540-2080
久留米自動車検査登録事務所	久留米市上津町2203-290	050-5540-2081
佐賀運輸支局	佐賀市若楠2丁目7-8	050-5540-2082
長崎運輸支局	長崎市中里町1368	050-5540-2083
佐世保自動車検査登録事務所	佐世保市沖新町5-5	050-5540-2084
厳原自動車検査登録事務所	対馬市厳原町久田645-8	050-5540-2085
熊本運輸支局	熊本市東町4丁目14-35	050-5540-2086
大分運輸支局	大分市大州浜1丁目1-45	050-5540-2087
宮崎運輸支局	宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-3	050-5540-2088
鹿児島運輸支局	鹿児島市谷山港2丁目4-1	050-5540-2089
大島自動車検査登録事務所	奄美市名瀬和光町12-1	050-5540-2090
【沖縄】		
沖縄総合事務局陸運事務所	浦添市港川512-4	050-5540-2091
宮古運輸事務所	宮古島市平良字下里1037-1	050-5540-2092
八重山運輸事務所	石垣市字真栄里863-15	050-5540-2093

○軽自動車に係る廃車手続に関するお問い合わせ先

(自動車重量税の還付・免税に関するお問い合わせは、各国税局にお問い合わせください)

検 査 協 会	住 所	電話番号
札幌主管事務所	札幌市北区新川五条二十丁目1番21号	011-763-0996
函館事務所	函館市西桔梗町830番地11	0138-48-2500
旭川事務所	旭川市春光6条5-1-23	0166-52-3762
室蘭事務所	室蘭市日の出町二丁目39番2号	0143-46-1557
釧路事務所	釧路市鳥取大通六丁目2番3号	0154-51-0881
帯広事務所	帯広市西十九条北一丁目8番11号	0155-33-3999
北見事務所	北見市東三輪三丁目25番の17	0157-24-1419
青森事務所	青森市大字浜田字豊田129番2	017-739-6568
八戸支所	八戸市北インター工業団地一丁目9番一2	0178-21-2135
岩手事務所	盛岡市湯沢16地割15番地10	019-639-8011
宮城主管事務所	仙台市宮城野区苦竹四丁目2番20号	022-284-1368
秋田事務所	秋田市寺内字三千刈463-3	018-862-3270
山形事務所	山形市立谷川三丁目3553	023-686-6080
庄内支所	東田川郡三川町大字神切新田字歌枕109番地3	0235-68-1350
福島事務所	福島市吉倉字谷地18番1	024-546-3222
いわき支所	いわき市中部工業団地4番地の3	0246-44-4660
茨城事務所	東茨城郡茨城町若宮字広山887番59	029-293-9989
土浦支所	土浦市卸町二丁目2番8号	029-843-3535
栃木事務所	宇都宮市西川田本町一丁目2番37号	028-645-5161
佐野支所	佐野市下羽田町2001番地2	0283-20-6116
群馬事務所	前橋市野中町322番1	027-261-4621
千葉事務所	千葉市美浜区新港223番地8号	043-245-0163
野田支所	野田市上三ヶ尾207番26	04-7120-2020
習志野支所	船橋市習志野台8-56-1	047-461-6600
袖ヶ浦支所	袖ヶ浦市長浦字拓式号580番101	0438-63-2844
埼玉事務所	上尾市大字平方領領家字前505番地1号	048-725-2626
熊谷支所	深谷市大字折之口字稜威ヶ原1990番8	048-574-1662
所沢支所	入間郡三芳町大字北永井360番地3	049-258-8011
東京主管事務所	港区港南三丁目3番7号	03-3472-1561
足立支所	足立区入谷八丁目10番8号	03-3897-5675
多摩支所	府中市朝日町三丁目16-22	042-358-1411
八王子支所	西多摩郡瑞穂町長岡三丁目6番地1	042-557-6262
神奈川事務所	横浜市都筑区池辺町3914	045-938-7752
相模支所	愛甲郡愛川町中津字桜台4071-5	046-284-4550
湘南支所	平塚市東豊田字道下369番13	0463-54-8825
山梨事務所	笛吹市石和町唐柏792番地1号	055-262-7269
新潟主管事務所	新潟市東区紫竹卸新町1927番地12	025-275-5845
長岡支所	長岡市平島一丁目3番地	0258-22-0555
長野事務所	長野市西和田1-38-1	026-244-4563
松本支所	松本市平田東2-1-11	0263-58-4055
富山事務所	富山市藤木520番の1	076-423-8472
石川事務所	金沢市新保本四丁目65番地8	076-269-4747

検 査 協 会	住 所	電話番号
愛知主管事務所	名古屋市昭和区八事富士見1603番地	052-833-3551
三河支所	岡崎市江口三丁目5番地1	0564-53-5144
小牧支所	小牧市新小木三丁目36番地	0568-75-3464
豊橋支所	豊橋市神野新田町字京ノ割18番地	0532-34-3311
静岡事務所	静岡市駿河区国吉田一丁目1番26号	054-262-0540
沼津支所	駿東郡長泉町下土狩字點壺1069番地の1	055-988-3847
浜松支所	浜松市東区貴平町字沖ノ宮563番地	053-435-3945
岐阜事務所	岐阜市柳津町大字高桑西5-27	058-279-1134
三重事務所	津市雲出長常町字六ノ割1190番10	059-234-8431
福井事務所	福井市浅水町138字11の3	0776-38-1509
大阪主管事務所	大阪市住之江区南港東三丁目4番62号	06-6612-1565
高槻支所	高槻市大塚町四丁目20番1号	072-661-5877
和泉支所	堺市西区山田二丁目190番地の3	072-273-1561
京都事務所	京都市伏見区竹田向代町51番12	075-671-0928
奈良事務所	大和郡山市額田部北町980-3	0743-58-3018
滋賀事務所	守山市木浜町2298番地の3	077-585-7103
和歌山事務所	和歌山市湊1106-25	073-433-4655
兵庫事務所	神戸市西区玉津町居住字孫田67番の1	078-927-3648
姫路支所	姫路市飾磨区中島字福路町3313	079-231-4101
広島主管事務所	広島市西区観音新町四丁目13番13-4号	082-503-8475
福山支所	福山市南今津町41	084-934-4887
鳥取事務所	鳥取市安長77番1	0857-28-7001
島根事務所	松江市馬潟町字帰り木65番地1	0852-37-0539
岡山事務所	岡山市北区久米177番3	086-245-3600
山口事務所	山口市葵一丁目5番57号	083-924-0542
徳島事務所	徳島市応神町応神産業団地1番地3	088-641-4848
香川主管事務所	高松市国分寺町福家甲1258番地18	087-870-6676
愛媛事務所	松山市南高井町1814番地の2	089-975-6730
高知事務所	高知市長浜3106番2	088-842-5734
福岡主管事務所	福岡市東区箱崎ふ頭二丁目2番49号	092-641-8926
北九州支所	北九州市小倉南区沼南町三丁目19番1号	093-474-3301
筑豊支所	飯塚市仁保23番地68	0948-82-3508
久留米支所	久留米市上津町字中尾山2199番45	0942-21-5680
佐賀事務所	佐賀市若楠二丁目10番8号	0952-30-4078
長崎事務所	長崎市巾里町1600番2	095-839-1900
佐世保支所	佐世保市沖新町5番1号	0956-32-5865
厳原分室	対馬市厳原町久田645の8	0920-52-3587
熊本事務所	熊本市東町四丁目14番5号	096-369-5979
大分事務所	大分市三佐五丁目1番27号	097-523-0646
宮崎事務所	宮崎市大字本郷北方2729番4	0985-51-3050
鹿児島事務所	鹿児島市谷山港二丁目4番38	099-262-0606
大島分室	奄美市名瀬和光町12番地4	0997-53-2808
沖縄事務所	浦添市字港川500番9	098-877-6879
宮古分室	宮古島市平良字下里1114番地の1	0980-74-3507
八重山分室	石垣市字真栄里863番地の16	0980-84-3233

○岩手県、宮城県、福島県、茨城県の県税事務所一覧

	所 管 事 務 所	住 所	電 話 番 号
岩手県	盛岡広域振興局県税部	盛岡市内丸11-1	019-629-6543
	県南広域振興局県税部	奥州市水沢区大手町1-2	0197-22-2821
	県南広域振興局県税部 花巻県税センター	花巻市花城町1-41	0198-22-4912
	県南広域振興局県税部 一関県税センター	一関市竹山町7-5	0191-26-1420
	沿岸広域振興局経営企画部県税室	釜石市新町6-50	0193-25-2703
	沿岸広域振興局経営企画部 宮古地域振興センター県税室	宮古市五月町1-20	0193-64-2212
	沿岸広域振興局経営企画部 大船渡地域振興センター県税室	大船渡市猪川町字前田6-1	0192-27-9912
	県北広域振興局経営企画部県税室	久慈市八日町1-1	0194-53-4986
	県北広域振興局経営企画部 二戸地域振興センター県税室	二戸市石切所字荷渡6-3	0195-23-9254
宮城県	大河原県税事務所	柴田郡大河原町字南129-1 大河原合同庁舎1F	0224-53-3111(代)
	仙台南県税事務所	仙台市太白区長町7-22-20	022-248-2961(代)
	仙台中央県税事務所	仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館1F	022-715-0621 ～0623・0670(課税) 022-715-0624・0625・0672(納税)
	仙台中央県税事務所扇町出張所	仙台市宮城野区扇町3-3-10 宮城県交通会館内	022-232-5702(代)
		(備考) 県下全域の自動車税、自動車取得税の賦課徴収事務 ※証紙徴収の方法によるものに限りします。	
	仙台北県税事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎3F	022-275-9111(代)
	塩釜県税事務所	塩釜市錦町5-28	022-365-4191(代)
	北部県税事務所	大崎市古川旭4-1-1 大崎合同庁舎3F	0229-91-0701(代)
	北部県税事務所栗原地域事務所	栗原市築館藤木5-1 栗原合同庁舎2F	0228-22-2111(代)
		(備考) 栗原市の自動車税以外の賦課は北部県税事務所で行います。	
	東部県税事務所	石巻市南新境新水戸1 石巻専修大学体育館内	0225-95-1411(代)
	東部県税事務所登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎2F	0220-22-6111(代)
		(備考) 登米市の自動車税以外の賦課は東部県税事務所で行います。	
福島県	気仙沼県税事務所	気仙沼市田中前2-2-7ナガネビル内	0226-24-2530(課税) 0226-24-2531(納税)
	県北地方振興局県税部	福島市御山町8-30 県北保健福祉事務所内	024-534-4305、4306
		(5/2より) 福島市中町1-19 中町ビル4F	(5/2より) 024-523-4789
	県中地方振興局県税部	郡山市麓山1-1-1	024-935-1233
	県南地方振興局県税部	白河市昭和町269	0248-23-1512
	会津地方振興局県税部	会津若松市追手町7-5	0242-29-5233
	南会津地方振興局県税部	南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5212
	相双地方振興局県税部	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1123
茨城県	いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本15	0246-24-6024
	水戸県税事務所	水戸市柵町1-3-1	029-221-6768
	水戸県税事務所 自動車税分室	水戸市住吉町292-10	029-247-1297
	常陸太田県税事務所	常陸太田市山下町4119	0294-80-3314
	行方県税事務所	行方市麻生1700-6	0299-72-0482
	土浦県税事務所	土浦市真鍋5-17-26	029-822-7208
	土浦県税事務所 自動車税分室	土浦市卸町2-1-5	029-842-7812
	筑西県税事務所	筑西市二木成615	0296-24-9190

※ その他の都道府県については、各都道府県の税務担当課もしくは県税事務所までお問い合わせください。

○国税局（仙台国税局、関東信越国税局）・税務署（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）一覧

仙台国税局

〒980-8430 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎 Tel 022-263-1111

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号
岩手県			
盛岡	020-8677	盛岡市本町通3丁目8番37号	019-622-6141
宮古	027-8504	宮古市小山田1丁目1番1号 宮古合同庁舎	0193-62-1921
大船渡（※）	022-0004	大船渡市猪川町字前田6-1 大船渡地方振興局（大船渡地区合同庁舎4階）	0192-26-3481
水沢	023-0856	奥州市水沢区西上野町3番5号	0197-24-5111
花巻	025-8602	花巻市材木町8番20号	0198-23-3341
久慈	028-0051	久慈市川崎町15番15号	0194-53-4161
一関	021-0885	一関市田村町7番17号	0191-23-4205
釜石	026-0052	釜石市小佐野町3丁目8番24号	0193-25-2081
二戸	028-6101	二戸市福岡字八幡下16番地	0195-23-2701
宮城県			
仙台北	980-8402	仙台市青葉区上杉1丁目1番1号	022-222-8121
仙台中	984-0015	仙台市若林区卸町3丁目8番5号	022-783-7831
仙台南	982-8551	仙台市太白区柳生2丁目28番2号	022-306-8001
石巻	986-0827	石巻市千石町2番35号	0225-22-4151
塩釜	985-8601	塩釜市旭町17番15号	022-362-2151
古川	989-6185	大崎市古川旭6丁目2番15号	0229-22-1711
気仙沼	988-0077	気仙沼市古町3丁目4番5号	0226-22-6780
大河原	989-1201	柴田郡大河原町大谷字末広12の1番地	0224-52-2202
築館	987-2292	栗原市築館伊豆3丁目1番10号	0228-22-2261
佐沼	987-0511	登米市迫町佐沼字沼向109番地	0220-22-2501
福島県			
福島	960-8620	福島市森合町16番6号	024-534-3121
会津若松	965-8686	会津若松市城前1番82号	0242-27-4311
郡山	963-8655	郡山市堂前町20番11号	024-932-2041
いわき	970-8611	いわき市平字菱川町6番3号	0246-23-2141
白河	961-8611	白河市中田5番1号	0248-22-7111
須賀川（※）	962-0844	須賀川市東町59番地の25 須賀川商工会館 1階大ホール	0248-75-2194
喜多方	966-0833	喜多方市字中島7513番地3	0241-24-5050
相馬	976-8602	相馬市中村字曲田92番地の2	0244-36-3111
二本松	964-0911	二本松市亀谷1丁目29番地	0243-22-1192
田島	967-0004	南会津郡南会津町田島字寺前甲2939番地2	0241-62-1230

「※」欄の付いた税務署は、平成23年4月現在、震災の影響により庁舎が使用できないため、記載した住所で窓口事務を行っています。

関東信越国税局

〒330-9719 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 Tel 048-600-3111

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号
茨城県			
水戸	310-8666	水戸市北見町1番17号	029-231-4211
日立	317-8602	日立市若葉町2丁目1番8号	0294-21-6346
土浦	300-8601	土浦市城北町4番15号	029-822-1100
古河	306-8686	古河市北町5番2号	0280-32-4161
下館	308-8608	筑西市丙116番地16 筑西しもだて合同庁舎	0296-24-2121
竜ヶ崎	301-8601	龍ヶ崎市川原代町1182番地の5	0297-66-1303
太田	313-8686	常陸太田市金井町3662番地	0294-72-2171
潮来	311-2492	潮来市小泉南1358番地	0299-66-6931

